

控除対象特定非営利活動法人 (指定NPO法人) ガイドブック

～控除対象特定非営利活動法人の指定手続きの手引き～

青森県

はじめに

このガイドブックは、控除対象特定非営利活動法人の指定に係る規定の内容及び諸手続について解説しています。指定を受けるための申出手続及び指定後に必要となる諸手続を行う際には、青森県が定める申出書式等に基づいて行う必要があります。

令和4年3月

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

条例	青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例（平成27年3月青森県条例第1号）
規則	青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例施行規則（平成27年6月青森県規則第26号）
法	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
法令	特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）
令和2年改正法	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和2年法律第72号）
規則	青森県特定非営利活動促進法施行細則（平成10年10月青森県規則第97号）
NPO法人	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
認定NPO法人	特定非営利活動促進法第44条第1項の規定による認定を受けた特定非営利活動法人
指定NPO法人	青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例第2条に規定する控除対象特定非営利活動法人
所轄庁	特定非営利活動促進法第9条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内にのみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）
法人規	法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）
組登令	組合等登記令（昭和39年政令第29号）